

奈良工業高等専門学校研究紀要規程

昭和59年4月 1日制定

平成30年3月27日改正

(目的)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における研究の成果を発表するため、奈良工業高等専門学校研究紀要（Research Reports of Nara National College of Technology。以下「研究紀要」という。）を発行する。

(内容)

第2条 研究紀要には、学術論文のほか学生の教育に関する論文、資料、抄録、速報等（以下「論文等」という。）を掲載することとし、その内容は、学問、教育、文化、産業の発展に寄与する独創的なものとする。

(発行)

第3条 研究紀要は、原則として年1回3月に発行する。

(論文等を掲載できる者)

第4条 研究紀要に論文等を掲載できる者は、次のとおりとする。

- 一 本校の専任教員
- 二 業務に関連して得た成果を発表するため研究紀要に論文等の掲載を希望する専任教員以外の職員（非常勤職員を除く。）で、教育支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て校長が許可した者
- 三 研究紀要に論文等の掲載を希望する本校の名誉教授で、委員会の議を経て校長が許可した者

(著作権)

第5条 研究紀要に採用された論文等を本校の教育・研究の成果として一般に公開や頒布を行う目的に限り、論文等の著作者は著作権の行使を本校に委任するものとする。ただし、該当する著作者が自らこれを行わせることは妨げない。

(編集要項)

第6条 研究紀要の編集並びに論文等の執筆要領に関して必要な事項は、別に定める。

(研究紀要の公開)

第7条 研究紀要に掲載する論文等はインターネット上で公開する。

(その他)

第8条 研究紀要の発行に関して、本規程並びに別に定める編集要領によりがたいときは、委員会において審議する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月10日より施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日より施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年9月13日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。